
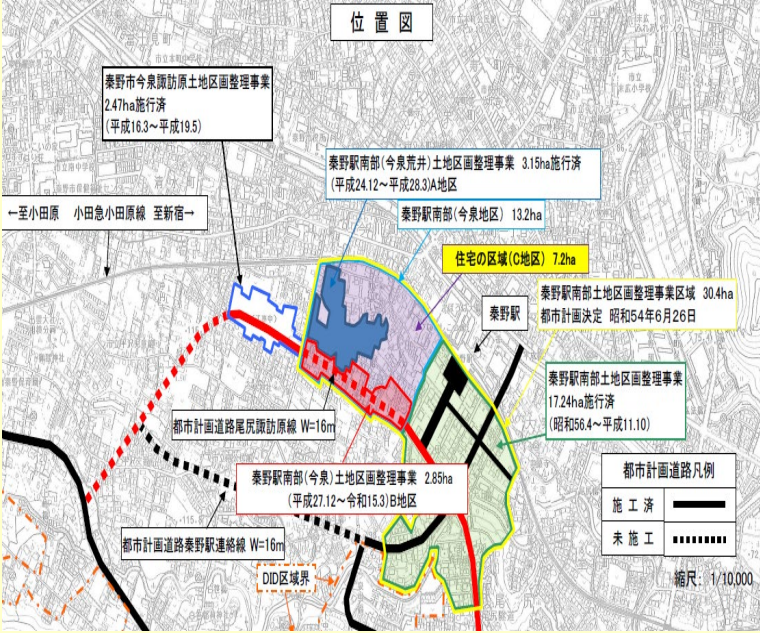


南地区市政懇談会 質問事項一覧

項番	提出自治会	質問の内容	回答	担当課
1	諏訪町	<p>秦野駅南口付近寄りの荒井用水路にフェンス等がされておらず、以前にも老人や子供が用水路に落ちた事実があり、幸いにして怪我等は無かったらしく事が済んでいます。落ち方によって頭部等を怪我していたら大変なことになっていたと思うので、できるだけ早めの対応をお願いしたい。 (建設管理課には簡易要望済)</p>	<p>歩行者等の転落防止柵の設置などで対応したいと考えています。今後、地元自治会と調整を図りながら、検討していきます。</p> 	建設管理課

南地区市政懇談会 質問事項一覧

項番	提出自治会	質問の内容	回答	担当課
2	諏訪町	<p>秦野駅南部（今泉地区）の「C：住宅の区域」の区画整理事業がいろいろな事情があるとはいえ、数十年もの間、進展がまるでないのは、あまりにもおかしいと思う。他の区域の区画整理事業は進んでいるのに対し、何も進展が無く対象地域に住んでいる一部の住人は、網掛けをされ、自由に建築等ができずに大変な迷惑を被っているのではないか。</p> <p>(No. 1 の意見との兼ね合いもあるので、併せてできるだけ早めの対応をお願いしたい。)</p> 	<p>秦野駅南部（今泉地区）は、事業に賛同されない権利者もいられたため、尾尻地区を先行して整備を行い、平成11年に尾尻工区が完成しました。</p> <p>その頃から、今泉地区の事業を推進するため、「諏訪町まちづくり研究会」が発足し、整備に向け検討を重ねた結果、同地区はA、B、Cの3地区に分けて整備する方針が定められました。</p> <p>「A：農地の区域」は平成28年に完成、「B：都市計画道路沿道の区域」は現在施行中であり、同地区の中で施行する順番を決め整備を進めています。</p> <p>「C：住宅の区域」は、既存家屋が多く建ち並ぶ地区であることから、現道利用を基本に道路拡幅や下水道整備を行い、土地区画整理と同等な都市施設の整備を目指しています。なお、建築制限については、事業が完了することで都市計画用途にしたがった建築ができるものと考えています。</p> <p>C地区の施行時期は、現在施行中であるB地区の完了を見据えた中で対応したいと考えていますので、もう少し時間がかかることごとく、ご理解、ご協力をお願いします。引き続き、秦野駅南部地区の土地区画整理事業の速やかな完成を目指していきます。</p>	都市整備課



南地区市政懇談会 質問事項一覧

項番	提出自治会	質問の内容	回答	担当課
3	上町	<p>市民の親睦が大きなテーマだと思うが、主なプログラムが競争になっており、競技必要人数に達しないと参加できないことになっている。我が町のように少子高齢化が進んだ町では、市民体育祭自体に参加辞退とするしかないのが実態である。最近、我が町以外にも辞退の町が増えてきていると聞くので、市民体育祭の内容の見直しを要望する。</p>	<p>市民体育祭は、公益財団法人秦野市スポーツ協会に加盟する各地区体育協会が自治会と共催で実施しており、実施内容については、地域の方が、地域の実情に合わせて、決定しています。</p> <p>今回いただいた意見は、課題として認識していますので、上部団体である公益財団法人秦野市スポーツ協会と各地区体育協会とで共有を図ります。</p>	スポーツ推進課
4	上町	<p>「総合防災訓練」の実施時期と実施内容について</p> <p>1 新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用で訓練することになるが、今までの8月末では、熱中症発症の心配がある。もう少し涼しい時期に変更を希望する。</p> <p>2 実施内容に以下のような疑問点があり、改善をお願いしたい。</p> <p>(1) どの程度の災害を想定した訓練なのか不明。南海トラフでは対応不可だが、震度5程度の地震であれば、コロナ感染の方が心配なので、避難せず、自宅待機もありである。</p>	<p>1 防災訓練の実施時期は、各自治会の年間行事予定、防災訓練前の6月に実施する防災訓練事前説明を含む防災指導員等研修会や訓練準備期間を考慮し、防災月間である9月に併せて毎年実施していますが、今年は新型コロナウイルス感染症と熱中症等のリスクについてのご意見を頂いています。</p> <p>次年度に向けては、本市と共催である秦野市自治会連合会とも協議し、調整していきたいと考えています。</p> <p>2</p> <p>(1) 昨年の防災訓練は、都心南部直下地震を想定して実施しました。訓練の説明は毎年6月の防災指導員等研修会で自治会長、自主防災会長、防災指導員の方に説明しています。</p> <p>避難については、震度5程度の地震により自宅に損傷がなければ在宅避難が適切であり、身の危険がなければ避難所に行く必要はありません。市としては新型コロナウイルス感染症のリスクを考慮した避難行動について、ホームページ、広報はだの、自治回覧、公民館等への啓発資料を配布し、市民への周知を徹底しています。</p>	防災課

南地区市政懇談会 質問事項一覧

項番	提出自治会	質問の内容	回答	担当課
		<p>(2)市の本部と自主防災会との連携はどうやってとるのか、方法・設備等全く不明。今まで連携の訓練はなく、市の本部は本気で「明日来るかも」と考えたことはないのではないか。</p>	<p>(2) 災害対策本部と自主防災組織との連携について、広域避難場所における市職員の地区配備隊との防災訓練や避難所運営訓練、自治会ごとの防災講習会などを実施し、平常時から市の防災対策等の情報共有を図っています。</p> <p>地震発生時は、震度5弱で、各広域避難場所に市職員の地区配備隊と避難所運営委員が自動参集し、避難所の運営にあたります。災害対策本部との情報伝達方法としては、備蓄倉庫に配備されているMC A無線機を活用し、地区配備隊が情報を収集し、伝達する運用となっています。</p> <p>また、子育て家庭の防災対策の向上を目的とし、令和元年度からは幼児防災教育・保護者対象の防災講習会の実施、令和2年度からは、平常時、災害時も市と連携を密にする、民生委員児童委員を対象とした防災講習等も実施し、地域の防災力向上に努めています。</p>	
		<p>(3)テレビニュースで避難所のコロナ感染対策をよく見るが、秦野市の場合は誰がやるのか。やる方法や材料は揃っているのか。</p>	<p>(3) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営、感染症対策物品の配備は、新型コロナウイルス感染症が流行した時期から本市防災課が主となり対応しています。震災初期は市職員及び施設管理者が主となって避難所の開設及び運営に従事しますが、中長期化する避難所の場合は、市と避難者が協力して運営を継続していきます。職員には、避難所の運営要領等の教育及び指導を実施し、避難所運営の強化を図っているほか、市民への周知の新たなツールとして、避難所運営についての動画を作成し、市公式ユーチューブチャンネル（はだのモーピック）への投稿や広報はだの、自治会回覧（災害特集号）などを活用した周知を併せて実施しております。</p>	

南地区市政懇談会 質問事項一覧

項番	提出自治会	質問の内容	回答	担当課
5	上町	<p>「一斉美化清掃」の実施時期と実施内容について</p> <p>1 コロナウイルス感染防止のため、マスク着用で作業することになり、熱中症発症の心配がある。もう少し、涼しい時期に変更を希望する。また、台風の時節も過ぎ、葉がほとんど散った後が良いので、我が町は実施時期を変更したい。</p> <p>2 上町は、町内に県道62号線の桜並木道と市道今泉5号線があり、大量の落葉や道路脇の畑からの土砂や雑草・樹木のはみ出しがある。昨年までは、町民総出で、数時間かけて除去してきたが、コロナや熱中症の問題があり、今年度は市の建設管理課に清掃作業をお願いした。高齢化の進んだ我が町としては、今後もお願いして行くので、よろしくをお願いしたい。</p> 	<p>1 市内一斉美化清掃は、秦野市自治会連合会の主催により毎年9月に実施しています。普段の清掃では手を付けられない場所の草刈や、側溝の汚泥の清掃などを実施していただいています。しかし、9月になっても猛暑が続いていることや、新型コロナウイルス感染症予防のため、作業中のマスクの着用などの課題があり、熱中症対策の観点からも、今後の実施時期について秦野市自治会連合会と検討していきます。</p> <p>2 市道今泉5号線の清掃作業については、市が対応すべき内容と地権者に対応していただく内容を精査し、地元自治会をはじめ地域の御協力をいただきながら、適正な維持管理に努めてまいります。</p> <p>県道62号の桜並木について、県（平塚土木事務所道路維持課）では、側溝に堆積した落葉等により、維持管理（排水）に支障があるものや、葉が落ち切って堆積している状況であれば除去することです。</p> <p>県には必要な管理をお願いしていきます。</p> 	<p>環境資源対策課 建設管理課 国県事業推進課</p>

南地区市政懇談会 質問事項一覧

項番	提出自治会	質問の内容	回答	担当課
6	上町	<p>廃棄物回収について</p> <p>現在の廃棄物の回収日は、可燃物が週2回に対して、プラスチックごみが2週間に1回で、各家庭では保管に困っている。市としては、各家庭から出るプラスチックごみを減らそうという意図で、2週間に1回としていると思うが、簡単には減らないのが実態である。</p> <p>現在のプラスチックごみのリサイクルは、輸入先の中国や東南アジア等が輸入を拒否しており、行き詰まっているのが実情である。そのような状況で、相変わらず、プラスチックごみを分別しているのは意味があるか。東京23区と同じように、可燃物と一緒に燃やせるようにしてはどうか。</p>	<p>市では、令和7年度末までに、はだのクリーンセンター1施設による焼却体制に移行するため、ごみの分別、資源化の促進により可燃ごみの減量に取り組んでいます。そのため、昨年度収集日以外にも容器包装プラスチック等の資源物が出せるよう、市内13か所に資源物ストックハウスの拡充を図りました。</p> <p>現在、本市の容器包装プラスチックについては、容器包装リサイクル法に基づく国の指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通して再商品化事業者へ引き渡し、国内で適正に処理し、リサイクル製品の原材料として資源化しています。</p> <p>容器包装プラスチック類は、適正に処理することで地球温暖化の防止にもつながりますので、今後も、分別にご協力ください。</p>	環境資源対策課